

議案第 86 号

八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後		改正前
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 17 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業所等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p>		<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 17 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業所等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p> <hr/> <p>_____の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の健康診断</u>の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>
<p><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p>	
<p><u>乳幼児に対する健康診査</u></p>	<p><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p>	
3・4 (略)		3・4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため。